

正 誤

令和七年三月二十七日公布外務省令第七号（外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の一歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
(原稿誤り)

一ページ四段二行目から五行目までは次のとおりの誤り。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

ページ段行 誤

正

号（都市計画に関する件）
(原稿誤り)

正

令和七年三月七日関東地方整備局告示第七十八号

八上 終りから
一〇補助線

幹線